



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例制定請求の受理（辺野古新基地建設問題対策課）…………… 1

## 告 示

### 沖縄県告示第354号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による条例制定の請求を平成30年9月5日付けで受理したので、同条第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定により、条例制定請求代表者の住所及び氏名並びに請求の要旨を次のとおり告示する。

平成30年9月6日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富 川 盛 武

#### 1 条例制定請求代表者の住所及び氏名

住所	氏名
宜野湾市野嵩一丁目34番11-202ヒルズ野嵩	元山仁士郎
浦添市字港川542番地1 B-17	呉屋守将
那覇市小禄1丁目5番8号	仲本安一
那覇市首里桃原町2丁目2番地13	新垣勉
那覇市天久2丁目19番17号	上原ハツ子
那覇市古島1丁目28番地7	宮城政三郎
読谷村字儀間121番地1	金城實
西原町字翁長457番地坂田ハイツA-71	海勢頭豊
うるま市字西原810番地5	大井琢
那覇市おもろまち2丁目5番7-902号フリーベル天久新都心	中村昌樹
那覇市銘苅1丁目3番36号ハピネス新都心II 302	安里長従
豊見城市字高嶺309番地1	志茂守信
読谷村字都屋431番地	比嘉豊光
那覇市泊1丁目28番地3 サントピア泊1丁目501	具志堅隆松
名護市字田井等942番地	阿波根数男
うるま市石川一丁目27番20号	久高政治

名護市字屋部90番地2	比嘉進
沖縄市古謝三丁目18番27号	照屋隆司
糸満市字豊原303番地の1	大城忠
北谷町字吉原1022番地	伊東隆博
那覇市久米1丁目7番1号カサデシトラス301	謝花寛營
那覇市首里末吉町2丁目36番地202	奥住英二
那覇市松尾2丁目16番19号	吉川初枝
宜野湾市大山二丁目18番2号	屋良朝敏
宮古島市平良字西仲宗根555番地4	奥平一夫
伊平屋村字前泊269番地1	西江重信
石垣市字白保1436番地207	金城利憲
石垣市字登野城485番地30コーポ玉城303号	前野尚史
那覇市首里崎山町3丁目81番地8	横田眞利子
糸満市字座波24番地	大城規子
浦添市前田一丁目33番7号	平良美乃
宜野湾市大山二丁目22番4号	石川眞昭
名護市字瀬嵩295番地	渡具知武龍

## 2 請求の要旨

いま、辺野古の碧く美しい海に、米軍基地を建設する計画が進められています。国は普天間基地の危険性を除去するためには辺野古米軍基地建設が唯一の解決策だと主張していますが、沖縄県民の多くは強い疑問を抱いています。この問題は、民主主義、地方自治の本旨並びに法の下での平等の各理念からして看過できない重大な問題です。

周知のように、第2次大戦の末期に沖縄本島では本土防衛のための地上戦が繰り広げられ、住民の4人に1人が犠牲になるという悲惨な体験をしました。戦後70年以上経った現在においても国土の0.6%に過ぎない県土に在日米軍専用施設・区域の70%以上が集中し、県民は米兵・軍属等による事件、軍用機の激しい騒音や墜落事故等の恐怖にさらされています。

安倍首相をはじめ元防衛大臣も本土の理解が得られないために沖縄に決定したと政治的な理由を挙げています。日米元政府高官等の発言からも軍事的には沖縄ではなく、他の場所でも良いということが明らかになっています。日米安保条約に基づいて米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、それは本土を含めた日本国民が全体で負担すべきものであるはずで

仲井眞弘多前知事は県民の意思に反して埋立てを承認しましたが、県民は翁長雄志知事を新しい代表として選出し、翁長知事は公約に従って前知事の埋立て承認を取り消しました。最高裁は一昨年、2016年12月に承認取消は違法と判断しましたが、この判決は現在の県民の代表である翁長知事の判断（裁量権）の重みをまったく考慮していない点で問題があり、県民は納得していません。沖縄県民は近年の国政選挙でも辺野古米軍基地建設に反対する意思を明確に示してきましたが、国はこれを無視し埋立て工事を強行しています。

現在の地方自治法は国と地方を対等と位置づけており、国策とはいえ、沖縄県民の理解を得られない米軍基地建設計画を米国と約束し、建設を強行することは許されません。埋立てを承認し、あるいはこれを撤回する権限は知事にあります。知事が県民の意見に基づいて適切な判断を行うためには、県民投票を実施することがもっとも効果的な方法であることは明らかです。よって、私たちは本条例の制定を直接請求

します。

### 辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例案

(目的)

**第1条** この条例は、普天間飛行場の代替施設として国が名護市辺野古に計画している米軍基地建設のための埋立（以下「本件埋立」という。）に対し、県民の意思を的確に反映させることを目的とする。

(県民投票)

**第2条** 前条の目的を達成するため、本件埋立の賛否について県民による投票（以下「県民投票」という。）を実施する。

(県民投票事務の執行)

**第3条** 県民投票に関する事務は、知事が執行する。

(投票資格者)

**第4条** 県民投票において投票を行う資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、第5条第2項の規定による告示の日において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第9条の規定により、沖縄県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者とする。

2 知事は、投票資格者名簿を調製しなければならない。

(県民投票の実施・投票日)

**第5条** 県民投票は、この条例の公布の日から起算して6か月以内に実施しなければならない。

2 県民投票の期日（以下「投票日」という。）は、知事が定め、投票日の10日前までにこれを告示しなければならない。

(投票所における投票)

**第6条** 投票資格者は、投票日に自ら県民投票を行う場所（以下「投票所」という。）に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければならない。

2 県民投票は、一人一票とする。

3 投票は、秘密投票とする。

(投票の方式)

**第7条** 投票資格者は、本件埋立に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に自ら○の記号を記載し、投票箱に入れなければならない。

2 前条第1項及び前項の規定にかかわらず、規則が定める事由により、投票日に自ら投票することができない投票資格者は、規則が定めるところによって投票をすることができる。

(投票の効力)

**第8条** 投票の効力の決定に際しては、次項の規定に反しない限りにおいて、投票した者の意思が明白であれば、その投票を有効とする。

2 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

(1) 所定の投票用紙を用いないもの

(2) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの

(3) ○の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれに記載したのか判別しがたいもの

(投票結果の尊重)

**第9条** 県民投票において、賛否いずれか過半数の結果が、投票資格者総数の4分の1以上に達したときは、知事はその結果を直ちに告示するとともに、これを尊重しなければならない。

2 知事は、内閣総理大臣及びアメリカ合衆国大統領に対し、速やかに県民投票の結果を通知するものとする。

(情報の提供)

**第10条** 知事は、県民が賛否を判断するために必要な広報活動を行うとともに、情報の提供に努めなければならない。

2 前項の広報活動及び情報の提供に際しては、本件埋立についての賛否両論を公平に扱わなければならない。

(投票運動)

**第11条** 県民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等により県民の自由な意思が制約され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

(事務処理の特例)

**第12条** 第3条に規定する知事の事務のうち、投票資格者名簿の調製、投票及び開票の実施その他規則で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第252条の17の2の規定に基づき、市町村の事務とすることができる。

(委任)

**第13条** この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--